

30日機輸通投第227号  
平成30年11月6日

組合員各位

日本機械輸出組合  
専務理事 倉持 治彦

**国際税務対策セミナー**  
**「BEPS防止措置実施条約の解説一条約濫用への対抗と相互協議**  
**手続(仲裁手続を含む)の改善を中心として」開催のご案内**

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当組合の活動に格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、日本機械輸出組合では、長島・大野・常松法律事務所パートナーの藤枝純氏及びKPMG税理士法人パートナーの角田伸広氏を講師にお招きし、国際税務対策セミナー「BEPS防止措置実施条約の解説一条約濫用への対抗と相互協議手続(仲裁手続を含む)の改善を中心として」を開催する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

去る9月26日、我が国はBEPS防止措置実施条約(MLI)(注1)の受託書をOECD(当該条約の寄託者)に寄託しましたが、これにより2019年1月1日にいくつかの国との間でMLIの適用が開始されます(注2)。

MLIは、BEPSプロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を同MLIの締結国間の既存の租税条約に導入することを目的としたものですが、2017年6月7日に我が国を含む67カ国・地域により署名されました(於 パリ)。MLIの締約国は、租税条約に関連するBEPS防止措置を多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となります。しかしながら、①MLIの各締約国が有する既存の租税条約のいずれかをMLIの適用対象とするかを任意選択する、②MLIの各締約国がMLIに規定する租税条約に関連するBEPS防止措置規定のいずれを既存の租税条約について適用するかを所定の要件の下で選択する等の事情から、例えば、既存の各租税条約の一方(乙)が他方(甲)の選択した規定を選択しない場合は同規定が当該租税条約には適用されない等の状況となり、税務実務を執行する上で困難です。また、MLIの署名国/適用国数がまだまだ限られている等から使い勝手の課題があります。

そこで本セミナーでは、当月11月下旬に出版予定の『租税条約の実務詳解』を基に、当組合員企業の税務実務上参考になるよう当該MLIが実際に適用される場面(例、PEの人為的回避防止、相互協議の効果的実施等)を可能な限り多く取り上げ、同条約への対応に関する情報を整理し提供いたします。

ご多忙のこととは存じますが、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬具

(注1) 2018年10月1日現在の署名国は84カ国・地域(含 香港、キュラソー)

(注2) 当初は、既に寄託済みの対象租税条約国であるイスラエル、英国、スウェーデン、ニュージーランド、ポーランド、オーストラリア、スロバキア、フランスとの租税条約についてMLIの適用が開始される。

## 記

日 時： 平成30年11月22日（木） 14：00～16：30  
（開場13：30）

場 所： 機械振興会館 地下2階ホール  
（東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 地下2階ホール）  
<http://www.jspmi.or.jp/kaigishitsu/access.html>

テーマ： 「BEPS防止措置実施条約の解説－条約濫用への対抗と相互協議手続（仲裁手続を含む）の改善を中心として－」

### 第1 はじめに

- 1 BEPS防止措置実施条約（本条約）署名までの経緯
- 2 本条約署名後の経緯と現状及び今後
- 3 本条約の趣旨・目的等
- 4 本条約の長所・評価
- 5 本条約の短所

### 第2 本条約の対象

- 1 目次
- 2 概要
- 3 批准済み8か国との租税条約の修正概要

### 第3 条約濫用への対抗

- 1 条約濫用への対抗策
  - （1）PPT(Principal Purpose Test)
  - （2）LOB (Limitation on Benefit)
  - （3）受益者 (Beneficial Owner) 概念
  - （4）国内法の対抗規定
- 2 PPTとLOBの関係
- 3 PPTの長所・短所
- 4 本条約の関連条項
- 5 PPTの適用事例

### 第4 相互協議手続（仲裁手続を含む）の改善

- 1 相互協議手続の問題点、課題
- 2 本条約の相互協議関連条項
- 3 相互協議手続（中国との相互協議手続を含む）の現状、今後
- 4 仲裁手続の概要
- 5 本条約の仲裁手続関連条項

### 第5 我が国への影響

- 1 批准国の増加に伴い修正範囲も増加
- 2 財務省作成の統合版の役割
- 3 他の2国間条約への影響

### 第6 最後に

『租税条約の実務詳解』の紹介

プログラム概要（仮）：

14：05～15：05： 講演 前半

15：05～15：15： 休憩

15：15～16：15： 講演 後半

16：15～16：30： 質疑応答

(諸事情により、講演内容を一部変更させていただく場合がございますので、  
予めご承知おき下さい。)

講師： 長島・大野・常松法律事務所 パートナー／弁護士 藤枝 純 氏  
KPMG税理士法人 パートナー／税理士 角田 伸広 氏

【講師紹介】

藤枝 純（ふじえだ あつし）氏

長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士 ニューヨーク州弁護士  
一般企業法務、税務訴訟、調査対応、相互協議案件（移転価格事案等）等  
を多数手がけ、主な移転価格案件としては、本田技研工業株式会社に対す  
る課税処分の訴訟手続での取り消し及び武田薬品工業株式会社に対する課  
税処分の審査請求手続での取り消しがある。University of California, Los  
Angeles卒業（LL.M.）。2013年4月より2016年3月まで東京大学大学院法学政  
治学研究科客員教授（国際租税法等）。日本機械輸出組合 国際税務研究会  
委員。

角田 伸広（つのだ のぶひろ）氏

KPMG税理士法人 パートナー 税理士 法学博士 経営法博士

国税庁において国際業務課長及び相互協議室長等、東京・大阪国税局にお  
いて課税第1部長、調査第1部長及び国際情報課長等を歴任し、租税条約  
等に基づく情報交換、OECD グローバルフォーラム、FATCA、相互協議等の  
実務を行う。OECD 租税委員会作業部会では、OECD モデル租税条約改定及び  
BEPS 行動計画策定等の議論に参画し、UN 国際租税協力専門家委員会ではUN  
モデル租税条約改定の議論に参画。2013年 KPMG 税理士法人に入所。

会 費： 無料（組合員限定）  
当組合加盟企業リスト

<http://www.jmcti.org/publication/kumiaiin.php3>

定 員： 120名

申込方法：セミナー参加ご希望の方は、**11月19日（月）**までに、当組合ホームペ  
ージ下記URLよりお申し込み下さい。

<http://www.jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm#zeimu>

なお、勝手ながら、会場の都合により、先着順とさせていただきます。

\*受講票等の発行はございませんので、セミナー当日は名刺を受付にお渡してください。

\*講演内容のビデオ撮影、録音等は固くお断り申し上げます。

また、講演中のパソコン、スマホ等の携帯機器の使用は他の聴講者のご迷惑となる  
場合がございますので、お控えください。

キャンセル方法： 下記事務局宛eメール又は電話にてご連絡願います。

以上

ご不明な点がございましたら、下記事務局までご連絡下さい。

日本機械輸出組合 通商・投資グループ 担当：庫元（くらもと）、谷井  
TEL 03-3431-9348、Fax 03-3436-6455、<mailto:tohshi@jmcti.or.jp>